

【会則】 802.11ah 推進協議会

2018年11月7日

第一章 総則

第1条 名称

本会は、802.11ah 推進協議会と称する。

第2条 目的

本会は、IEEE 標準規格 802.11ah（以下、「IEEE 802.11ah」と表記する）の国内利用実現に向け、関係する企業・団体等で活動を行うことを目的とする。

第3条 活動内容

本会は、前条の目的を達するために次の活動を行う。

- (1) IEEE 802.11ah の国内利用実現に向けた技術検討、実証実験、情報収集、関係機関への働きかけ及び普及促進活動
- (2) その他、IEEE 802.11ah の国内利用実現に向け運営会が必要と認める活動

第4条 事務所

本会の主たる事務所は、東京都千代田区に置く。

第二章 会員

第5条 会員

本会は正会員、特別会員から構成する。

第6条 入会及び退会

- 1 本会へ入会しようとする者は本会の目的に賛同する者（企業・団体及び学職経験者）に限ることとし、本会HPより本会所定の入会申込手続きを行い、運営会の承認を得るものとする。
- 2 本会を退会しようとする者は、退会しようとする日の〔1か月〕前までに事務局に退会届を提出することにより退会することができる。

第7条 会員の種類、権利及び義務

本会の会員の権利及び義務は、会員の種類に応じて以下のとおりとする。

- (1) 正会員：総会の決議に参加することができる。
- (2) 特別会員：公共団体や地方公共団体等に限るものであり、総会へ出席し、傍聴し、総会の議事録を閲覧することはできるが、総会の決議に参加することはできない。

第8条 会費

- 1 会員は、年会費を納めることを要しない。

- 2 運営会は、その決定により、運営委員に対し、会務に必要な経費（実費相当分）を負担させることができるものとする。
- 3 特別の費用を必要とするときは、総会の議決を経て臨時会費を徴収することができる。

第9条 除名

会員が次の各号の一に該当する場合は、総会の議決により、当該会員を除名することができる。ただし、議決の前に当該会員に弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 本会の会則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。
- (3) 反社会的勢力が構成員となったとき、反社会的勢力が役員となったとき、又は、反社会的勢力と取引関係をもったとき。
- (4) 法令違反又は社会問題等を引き起こし、当該会員資格の継続が本会又は会員相互の利益に反することとなったとき。
- (5) その他前各号に類する事項に該当するとき

第三章 総会

第11条 総会

本会は、総会を開催する。

第12条 開催

総会は、次のいずれかの場合に開催する。

- (1) 運営会がその必要があると認める場合。
- (2) 総正会員の議決権の5分の1以上を有する正会員から会議の目的を記載した書面によって招集の請求があったとき。

第13条 総会の機能

総会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 活動計画の承認
- (2) 解散及び残余財産の処分
- (3) 本会則の変更
- (4) 会員の除名
- (5) その他総会で決議するものとして法令または会則で定められた事項

第14条 招集

- 1 総会は、会長がこれを招集するものとする。
- 2 総会の招集は、運営会で決する。

第15条 招集通知

会長は、総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的を記載したメールをもって、開催の日の2週間前までに会員に通知しなければならない。

第16条 議長

総会の議長は会長が行うものとし、会長が参加できないときは副会長が行うこととする。

第17条 議決権

総会において、出席した正会員は各1個の議決権を有する。

第18条 定足数

総会は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員の出席がなければ、議事を開き、または議決を行うことができない。

第19条 決議

総会の決議は、本会則に別段の定めがある場合を除き、出席した正会員の議決権の過半数の賛成をもってこれを行う。

第20条 書面表決権等

- 1 総会に出席しない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面を以って表決し、または議長に委任状を提出することにより、他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 2 前項の場合における前条の規定の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。

第21条 議事録

- 1 総会の議事については、議事録を作成し、出席した役員、運営委員及び監事がこれに署名した上で、会員向けに公開するものとする。
- 2 前項の署名は、議事録案が添付されたメールに対し各役員、運営委員及び監事が内容を了承した旨の返信を行うことにより代えることができる。

第22条 解散

本会は、総会において、出席した正会員の議決権の4分の3以上による議決を経なければ解散することができない。

第四章 役員

第23条 役員

本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名以下

第24条 役員を選任

役員は、運営会において、出席した運営委員の3分の2以上の議決により、選任するものとする。

第25条 役員の職務

- 1 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長の事故あるときはその職務を代行する。

第26条 役員の任期

- 1 役員は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する総会の終結の時までとする。但し、再選することを妨げない。
- 2 補欠により選任された役員は、前任者または現任者の残任期間とする。

第27条 役員解任

会長、副会長が次の各号の一に該当する場合は、運営会において、出席した運営委員の3分の2以上の議決により、解任することができる。

- (1) 第9条各号に掲げる事由に該当するとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に耐えないと認められるとき。
- (3) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為をしたと認められるとき。

第五章 運営会等

第28条 運営会

運営会は、会長、副会長及び運営委員により構成される。

第29条 運営会の権限

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 会員の入会の承認
- (3) 総会の招集及び開催場所の決定
- (4) 会長、副会長及びアドバイザーの選任及び解任
- (5) 活動計画の策定
- (6) 前各号のほか会長が必要と認めて付議した事項

第30条 運営会の種類及び開催

- 1 運営会は、通常運営会及び臨時運営会とする。
- 2 通常運営会は、四半期に1回以上開催するものとし、臨時運営会は、次のいずれかの場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めるとき。
 - (2) 会長、副会長以外の運営委員から招集の請求があったとき。

第31条 運営会の招集

- 1 運営会は、会長が招集する。
- 2 会長は、運営会を招集するときは、会議の日時、場所、目的を記載したメールをもって、開催の日の1週間前までに役員及び運営委員に通知しなければならない。

第32条 運営会の議長

運営会の議長は会長が行うものとし、会長が参加できないときは副会長が行うこととする。

第33条 議決権

運営会において、役員及び運営委員は、各1個の議決権を有する。

第34条 定足数

運営会は、議決に加わることが出来る運営委員の過半数の出席がなければ、議事を開きまたは決議を行うことができない。

会長が運営会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき運営委員（当該事項について議決に加わることが出来るものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の運営会の決議があったものとみなす。

第35条 運営会の決議

運営会の決議は、出席した役員及び運営委員の過半数をもって行い、可否同数のときは議長の裁決するところによる。この場合において、議長は運営会の決議に運営委員としての表決に加わることができない。

第36条 議事録

- 1 運営会の議事については、議事録を作成し、出席した役員、運営委員がこれに署名するものとする。
- 2 前項の署名は、議事録案が添付されたメールに対し、出席した各役員、運営委員が内容了承した旨の返信を行うことにより代えることができる。

第37条 運営委員

新たに運営委員に就任するにあたっては、運営会において、出席した運営委員である3分の2以上の承認を得なければならない。

第38条 監事

- 1 本会には、監事1名を置く。
- 2 監事は、会員の中から総会において選任する。監事は、運営委員を兼務しない。

第39条 アドバイザー

- 1 本会には、アドバイザーを若干名置くことができる。
- 2 新たにアドバイザーに就任するにあたっては、運営会において、出席した運営委員の3分の2以上の承認を得なければならない。

第40条 職務

- 1 運営委員は、運営会を組織し、会務を執行する。
- 2 監事は、運営委員の職務の執行を監督し、本会の財務を監査する。
- 3 アドバイザーは特定の業務について、会長の諮問に応ずるものとする。

第41条 任期

- 1 運営委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する総会の終結の時までとする。但し、再選することを妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する総会の終結の時までとする。
- 3 アドバイザーの任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する総会の終結の時までとする。但し、再選することを妨げない。
- 4 任期終了前に退任した運営委員の補欠として、又は増員により選任された運営委員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
- 5 任期満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

第42条 解任

- 1 運営委員及びアドバイザーが次の各号の一に該当する場合は、運営会において、出席した運営委員である正会員の議決権の3分の2以上による決議に基づき、運営委員及びアドバイザーを解任することができる。ただし、決議の前に、その運営委員及びアドバイザーに対し、弁明の機会を与えなければならない。
 - (1) 第9条各号に掲げる事由に該当するとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に耐えないと認められるとき。
 - (3) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為をしたと認められるとき。

- 2 監事が次の各号の一に該当する場合は、総会において、出席した正会員の議決権の3分の2以上による決議に基づき、監事を解任することができる。ただし、決議の前に、その監事に対し、弁明の機会を与えなければならない。
 - (1) 第9条各号に掲げる事由に該当するとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に耐えないと認められるとき。
 - (3) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為をしたと認められるとき。

第六章 事務局

第43条 事務局の設置

- 1 本会の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局職員は会長が指名した者とする。
- 3 事務局の組織及び運営その他必要な事項は、会長が定める。

第44条 帳簿及び書類

事務局には、常に次の帳簿及び書類を備え置くこととする。

- (1) 会則
- (2) 会員名簿
- (3) 収入、支出に関する帳簿

附則

- 1 本規定は西暦2018年11月7日より施行する。
- 2 本会発足時の運営委員は別表1のとおりとする。
- 3 初回の運営会、総会は別表1のメンバーにより招集することとし、第14条、第15条、第31条、第32条は適用除外とする。

別表 1

本会発足時の運営委員

会員種別	企業名・団体名	氏名
正会員	株式会社アイランドシックス	江副 浩
正会員	東日本電信電話株式会社	酒井 大雅
正会員	富士通株式会社	松村 直哉
正会員	横河電機株式会社	長谷川 敏
特別会員	無線 LAN ビジネス推進連絡会	小林 忠男
特別会員	無線 LAN ビジネス推進連絡会	北條 博史

(企業名・団体名 50 音順)